

災害時の性暴力とは ～見えないリスクを可視化する～

特定非営利活動法人しあわせなみだ代表

中野 宏美

1. はじめに

筆者は現在、都内自治体で、生活保護法ならびに生活困窮者自立支援制度に基づく窓口の、面接相談専門員として従事している。その傍ら、性暴力撲滅の啓発に取り組む、「しあわせなみだ」という団体を2009年に立ち上げ、活動している。

2011年7月の、NPO法人としての設立を認証される直前に起こったのが、東日本大震災である。1995年に発生した阪神・淡路大震災後、災害時の性暴力に対する取り組みの必要性が、認識されつつあった中での出来事であった。そこで当団体は、他団体との連携によるプロジェクトを立ち上げ、被災地の性暴力撲滅啓発活動に取り組んだ。また2016年4月に発生した熊本地震後も、情報発信を行い、イベントを開催した。

本論文では、実践を踏まえ、災害時の性暴力撲滅に向けた提案を行いたい。

2. 性暴力の現状

2-1. 性暴力の定義

まず、「性暴力」という用語を使用した法律は、2016年9月時点で、日本には存在しない。性暴力は、それぞれの法制度の中で、個別に用語が選定され、定義されている。

例えば「刑法」では、「強姦」という用語について、「暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫」する、または「十三歳未満の女子を姦淫」すること、「強制わいせつ」という用語については、「十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いた「わいせつな行為」、または「十三

歳未満の男女に対」する「わいせつな行為」と定義されている。

なお、日本の刑法が定める性犯罪（「強姦」「強制わいせつ」等）については、国際水準と比較して、その範囲が非常に狭いことが問題とされている。国連の女子差別撤廃委員会（2016）が出した『日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解』では、「配偶者強姦が明示されていないこと」「性交同意年齢が13歳のままであること」「近親姦を個別に犯罪化する規定がないこと」が指摘されている。

子どもについては、「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」）」で、「性的虐待」は「わいせつな行為をすること」もしくは「わいせつな行為をさせること」とされている。しかし児童虐待防止法には、「学校内での虐待の視点」がない（武田、2012）等、子どもに対する性暴力の「一部しか捕捉できていない」（柳本、2012）状況である。

まだ「男女雇用機会均等法」に定められる「セクシュアル・ハラスメント」や、「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」に定められる「リベンジポルノ」、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」や「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に定められる「性的虐待」、各都道府県等の「迷惑防止条例」が処罰の対象とする「ちかん」等、様々な法律に性暴力の概念が用いられている。しかし包括した法律がないため、いずれの定義からも外れる状況が発生する。

本論文では、これらすべてを包括する用語とし

て「性暴力」を使用することとする。

2-2. 性暴力発生件数

2015年中に届け出のあった性犯罪は、強姦が1,167件、強制わいせつが6,755件であった（警察庁、2016a）。しかし、強姦に遭い、被害を警察に届け出る女性の割合は、18.5%であることが、明らかになっている（法務省、2012）。つまり、81.5%の性犯罪被害者は、警察に届け出ていないことになる。

また内閣府男女共同参画局（2015）の調査では、6.5%の女性が、異性から無理矢理性交された経験を有している。そのうち、「誰かに相談した」人は31.6%、「誰にも相談しなかった」人が67.5%であった。「相談した人」のうち、「警察」に連絡・相談した人は4.3%、「警察以外の公的な機関」に連絡・相談した人は、皆無であった。

若年層については、特定非営利活動法人BONDプロジェクト（2014）が10～20代女性369名を対象に実施した調査で、67%にあたる249名が「ちかん」「無理やりカラダを触られた」「無理やり性行為をされた」等、何らかの性暴力を経験していたが、そのうち47%は、警察、家族、友人を含め、誰にも相談していない。

さらに中村（2005）が小学4～6年生1,460人を対象に実施した調査では、38.7%にあたる213人が風俗犯（強制わいせつ、公然わいせつ、わいせつ物頒布）による被害を経験していたが、警察に届けられた件数から推測すると、「60～70件に1件」、すなわち「わずか1.4～1.6%しか、警察には届け出されていない」といえることが明らかになった。

これらの調査から、平時でも性暴力は一定の割合で発生しており、性暴力経験者の多くは、警察や公的機関に相談せず、支援につながっていないことが分かる。平時から、性暴力は潜在化しているのである。

2-3. 性暴力の発生要因

犯罪の要因は「場所」と「人（＝加害者）」に分けられる。

犯罪を起こすのは「人」であり、「加害者」の思考や行動を根本から変えなければ、犯罪はなくなる。しかし小宮（2008）は、加害者になりそうな「危ない人」は、見ただけではわからない一方で、「犯罪が成功しそうな場所」は、「見ただけで分かる」として、犯罪者が好むのは、「（誰もが）入りやすく、（誰からも）見えにくい場所」であることを指摘している。すなわち、「人」だけでなく、「場所」にも注目することが、非常に重要である。

警察に届け出のあった強制わいせつの42.6%、公然わいせつの50.7%は「道路上」で起こっている（警察庁、2014）。強制わいせつの加害者は、事前に現場を下見し、「犯行を完遂できそうな場所」を見つけ、相手がそのエリアに立ち入ったところで加害を実行する。ちかんの加害者は、「満員電車のドアの手すり付近」等、相手を他の乗客に助けを求められない場所へ追い込んで犯行に及び、電車が止まればすぐに降車して逃げるのである。

犯罪者は「捕まらないために最適な行動を選択する」。つまり犯罪者の侵入しやすい環境が、「犯行の機会」を創造しているのである（清水、2006、23）。

次に「人（＝加害者）」については、大淵（2011）によれば、他人を攻撃する理由は「情動発散説」「社会的機能説」「内的衝動説」の3つに分けられる。このうち「情動発散説」は、経験により生じた不快な感情を「攻撃」という方法で外部に発散し、不満を減らす行動である。例えば「交際を断られた男性が女性にストーカーをする」といった犯罪が当てはまる。一方「社会的機能説」は、ある目的を達成する手段として、自覚的に「攻撃」を選択し、行動する。「男性が女性を自分のものにするためにレイプをする」といった犯罪が当てはまる。「情動発散説」も「社会的機能説」も、加害者は、「不快」の解消や「目

的」の達成に向け、自ら性暴力という手段を選択しているのである。そして、性犯罪の原因を「本能」で説明しようとする「内的衝動説」（「ムラっときてちかんをする」等）は、科学的には証明されていない、としている。

犯罪の被害者は、加害者の「パワー濫用」により生み出される（国連犯罪防止会議、1985）。パワー（＝権力）には、「（ジェンダーに基づく）男性から女性へ」「（年齢に基づく）大人から子どもへ」「（加入順に基づく）上司・先輩から部下・後輩へ」といった上下関係がある。

そしてなぜ、「性暴力」という方法が選択されるのか。日本では、TV番組で、本題と全く関係なく、女性の胸の谷間や足がアップで放映されたり、コンビニのような、誰もが目にするところで、アダルト雑誌が販売されている。これらは、女性を「性的消費物」とする見方を維持・強化し、「女性の社会的地位を低下させる」（ポルノ被害と性暴力を考える会、2016）。また子どもは、「ジュニアアイドル」「JKビジネス」「ブルセラショップ」といった表現からもわかる通り、性的に「特別の付加価値を付与され」（浅野、2016）、「商品化」されている。

上下関係で「下」の立場にある女性や子どもは、「人」ではなく「性的消費物＝モノ」として、日本人の潜在意識に刷り込まれている。「性暴力」という方法を選択する加害者は、相手を「モノ」として支配し、思い通りにコントロールすることで、自身の不満を減らし、目的を達成しているのである。

なお、犯罪の要因として、「人（＝被害者）」を挙げる声が根強いが、性暴力等の緊急事態に接した時、人間は「体が動かない」「思考が停止する」等、平時とは異なる心身反応が起きる。「ちかんに遭い、頭が真っ白になる」「強姦加害者に抵抗できず、ぐったりする」といった反応は、人類が危機を脱するための進化の結果として起こる、反射的行動である（Lewis, Kelly & Allen, 2004／神谷訳、2012）。さらに子どもは、どれだけ防犯能力を高めようとしても、「その実行者が

子ども自身であることを考えると極めて不十分なものであるといえる」（中村、2005、99）。「教育を中心とする犯罪予防」では、「犯罪からの安全・安心は十分に確保できない」のである（清水、2006、23）。従って、性暴力の発生要因を被害者に求めるのは、適切ではない。

3. 災害時の性暴力の現状

3-1. 海外の取り組み

海外では日本に先立ち、災害時の性暴力が明らかになり、調査も着実に実施されてきた。国連は1990年を「国連防災の10年」と定め、防災に取り組んできたが、2000年の第23回国連特別総会で「防災・減災・復興・人道支援にジェンダー視点を導入すること」、2005年の第2回国連防災世界会議で「あらゆる災害リスク管理の政策・計画の決定過程にジェンダーの視点を導入すること」、2013年第56回国連女性の地位委員会で「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」を明記している。（浅野、2016、18-19）。これらは、災害リスクとしての性暴力の存在を認め、その対策として、ジェンダーの視点が必要であることを指摘しているものである。現在では、国際協力の場面で人道支援に関わる組織・人については、GBV（Gender Based Violence ジェンダーに基づく暴力）への対処が標準となっている（高橋、2016）。

3-2. 阪神・淡路大震災

災害後に性暴力が起こるリスクが高まること、そして実際に性暴力が起こっていたことを、日本国内で明らかにしたのは、阪神・淡路大震災後の女性たちの取り組みであった。

ウィメンズネット・こうべ（2005）は、震災後、様々なサービスが中断したことによって、性別役割分業が増大し、女性の役割が負担したこと、そしてDVや性被害など、女性や子どもに対する暴力が増加したことを明らかにした。避難所や仮設住宅、街の中で、性暴力が起きていたので

ある。しかし多くの被害者は警察には届け出なかった。このため「被災地で性暴力はなかった。証拠がない、全て捏造である」といったバッシングも起こったのである（東日本大震災女性支援ネットワーク、2015）。

3-3. 東日本大震災

表1は、東日本大震災前後5年間（1月から12月）に、警察に届け出のあった、被災3県の性犯罪の認知件数である。

表1

		2009	2010	2011	2012	2013
岩手	強姦	8	15	7	10	13
	強制わいせつ	39	44	42	43	47
宮城	強姦	28	27	15	23	19
	強制わいせつ	143	152	138	164	146
福島	強姦	15	18	13	17	18
	強制わいせつ	95	123	82	73	61

※総務省「平成22～26年犯罪統計」から作成

表2は、同じく5年間（4月から翌年3月）に、児童相談所に届け出のあった、被災3県の性的虐待の対応件数である。

表2

	2009	2010	2011	2012	2013
岩手	6	5	8	12	10
宮城	18	18	20	3	12
福島	5	-	9	13	16

※総務省「平成21～25年度福祉行政報告例 市町村における児童虐待相談の対応件数、都道府県－指定都市－中核市×相談種別別」から作成

※2010年度は東日本大震災の影響により、岩手県及び宮城県（仙台市以外）の一部、福島県を除いて集計した数値を掲載

この表を見る限りでは、災害のあった2011年

に、性犯罪は発生しているが、「多発した」とまでは言うことはできない。

しかし、2-2.で論じた通り、性暴力の大半は警察に届け出ない。「災害があったにもかかわらず、例年の微減にとどまる件数の犯罪が届け出られた」事実を重要視すべきであろう。

なお震災直後については、宮城県警が震災後の3月22日に公開した、「被災後10日間の治安状況について」では、3月12日から21日までの間に、強制わいせつが2件発生していることが報告されている（荻上、2011、61）。

また表3は、東日本大震災女性支援ネットワーク（2015）が実施した、「災害・復興時における女性と子どもへの暴力」調査で報告された、暴力の概要である。調査は、東日本大震災後の2011年10月から12月にかけて実施された。災害・復興時の女性や子どもへの暴力の防止と対応を行っている団体等に調査票を配布、団体ならびに団体等を通して調査票を受け取った個人が回答している。

表3

夫による暴力	40
交際相手による暴力	5
同意のない性交の強要	10
わいせつ行為・性的いやがらせ	19
家族による暴力	4
近所の人・親戚からの暴力	4
計	82

回答者数は決して多くないが、災害後、性暴力が起こっていることが分かる。

また回答者82名中、被害者本人からの回答は、わずか2名である。他は「被害者の周りにいた人」で、「被害を受けた人から直接聞いた」が69名と最も多く、次いで「被害の目撃者」が7名、「被害を受けた人の家族から聞いた」が4名であった。支援団体を通して行った調査ということもあるが、それだけ、災害時の性暴力を経験した

本人が声を上げることは、非常に困難なのである。

さらに東日本大震災発生時、内閣府では、政府初となる、性暴力・DV専門電話相談「パープルダイヤル」を開設していた。2011年2月8日から3月27日までの約1か月半で、岩手県からは124件、宮城県からは310件、福島県からは169件の電話があった（総件数は20,462件）（内閣府男女共同参画局、2011a）。「パープルダイヤル」は、同年4月から「パープル・ホットライン」と名称を変え、翌年3月末まで継続された。被災地優先対応のシステムが設けられ、2012年2月末までに20,130件のアクセスがあった（東日本大震災女性支援ネットワーク、2015）。なお、パープル・ホットラインは、現在は、一般社団法人社会的包摂サポートセンターが運営する、「よりそいホットライン」¹に引き継がれ、被災地優先システムも継続されている。

災害から1年後の2012年2月11日から3月31日までは、被災地における「女性の悩み・暴力（集中）相談事業」も実施されている。

パープルダイヤル、パープル・ホットライン、そして「女性の悩み・暴力（集中）相談事業」に相談の声が寄せられた状況を踏まえれば、被災地で性暴力が発生していたことは、明らかである。

また東日本大震災では、過去の震災の経験から、性犯罪被害者のために、緊急避妊薬が提供されている（浅野、2016、180）。

4. なぜ災害時に性暴力が起こるのか

2002年の第46回国連女性の地位委員会では、「ジェンダーの不平等は災害脆弱性の根本原因の1つである」ことが明記された（浅野、2016）。災害という「天災」によって引き起される、性暴力をはじめとする「人災」は、女性や子ども、障がい者や高齢者といった、日頃から社会的に弱い立場、差別される立場にある一定の層に、集中して現れる。それは、2-3.で説明した、「性犯罪の発生要因」である、「場所」と「人（＝加害

者）」の脆弱性が、露呈するからである。

まず「場所」であるが、災害後は街灯が消え、建物が倒壊することで、死角が増える。まさに、犯罪者が好む「（誰もが）入りやすく、（誰からも）見えにくい場所」が多数発生する。

さらに避難所等では、生活の場、とりわけ就寝場所やトイレ等、服の着脱を行う場が、男女共同となる。そこで一緒になるのは、日頃慣れ親しんだ「ご近所さん」ではない、「見知らぬ人」である。

とりわけ、東日本大震災の被災地のような、強固なコミュニティが存在していた地域では、その「閉鎖性」が、外部との交流を妨げる一方で、不審者の侵入を防ぐ機能も果たしていた。しかしひとたび災害に遭えば、避難所から仮設住宅、復興住宅等への移転によって、コミュニティは崩壊する。その上、大規模災害による悲嘆や喪失体験は、対人関係を持ちにくくなる人々を増やし、震災前には当たり前のように行われていた、「顔見知り同士の声掛け」が難しくなる。結果として、「風紀が乱れ犯罪が増加するようになる」（前林、2006、53）。

次に「人」であるが、災害という生命の危機に接することで、心理的な不安が高まることで、暴力行為を加速させる。これは2-3.で説明した、「不快な感情」を攻撃という方法で外部に発散し、不満を減らす、「情動発散説」に基づく暴力に該当する。特に阪神・淡路大震災後、災害のショックは、「集中力や判断力が低下」する等の「正常ストレス反応」や、ASD（急性ストレス反応）、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症する要因となり、「眠れない」「イライラする」「怒りっぽくなる」等、心身に影響を及ぼすことが知られるようになった（前林、2016、39-42）。

さらに災害後は、避難所での集団生活や、物資の不足等、平時には感じる事のないストレスが溜まる。そのはけ口は、自分より弱い立場にある人々に向かいがちになる。これは、ある目的を達成するための手段として、自覚的に「攻撃」を選

抑する、「社会的機能説」に基づく暴力である。日頃は「ほほえましい」子どもたちの笑い声や走り回る音が、災害時には不快な音となり、沈黙させることを目的に、「うるさい」と怒鳴り散らす大人を生み出す。東日本大震災では、「粗暴化・暴力化」する「ボーイズ」（10代後半から20代前半の男性）」（浅野、2016、190）の存在も、確認されている。

災害という危機的場面においては、「人びとの関心は自分自身に集中しており、個人的な反応を起こしやすい。そのため、通常の形態の社会的行動は制限される」（鈴木、1982、8-9）。平時であれば、理性的な判断によって抑えられる「弱者への攻撃」が、非常時には、自己の内面で正当化されるのである。

また災害がもたらす経済的困窮や社会的孤立は、暴力を加速化させる。東京都福祉保健局（2005）の調査では、虐待が発見された家族の30.8%に「経済的困難」が、23.6%に「孤立」が認められている。「経済的困難」と「社会的孤立」が重なることで、家族が抱える困難やストレスが解消されることなく、虐待として表面化する（川松、2012）。

東日本大震災の被災3県の完全失業者数は、震災前の6か月間は15万人強で推移していたが、震災後の5・6月は19万人にまで増加した（厚生労働省、2012、37）。失業は、「収入減」という「経済的困窮」だけでなく、「職場」という「居場所」や「人間関係」を失うことによる「社会的孤立」も引き起こす。災害による心理社会的不安によるストレスを、子ども虐待やDVで発散する家族が増える可能性を、想定しなければならない（近藤、2012）。

こうして「社会的弱者」は、災害によって、性暴力をはじめとする「多くの犠牲を強いられ、しかも復興から取り残される傾向にある」（広瀬、1982、162）。

こうした行動は、「非常時だから」と許されるものではない。「人命・財産の被害を不必要に増大させ、個人や社会のシステムの正常な機能を阻

害する反応」として、「コントロールされるべき」ものである（鈴木、1982、13）。

5. なぜ災害時の性暴力は潜在化するのか

3.で説明したとおり、災害時の性暴力は、「警察への通報」というかたちでは現れない。災害時の性暴力が潜在化する理由は、ハード面とソフト面で説明される。

ハード面は、まず人命救助やがれき撤去等に人員が割かれ、性暴力を含めた様々な事件に、警察や公的機関が対応できない。通常業務の量が増えるだけでなく、「食料の供給」や「自宅倒壊者の居住地の確保」といった、災害に起因する新たな業務も、膨大になる。

そしてメディアも、ライフラインに関する報道が中心となり、性暴力を含めた様々な事件が取り上げられにくくなる。

ソフト面では「命が助かったのだから」と、性暴力を含めた様々なことを、我慢させられがちになる。災害後は、被災地以外の地域まで節電に励み、イベントを取りやめる等、「自制」を尊ぶ「空気」が広がる。性暴力に耐えずに通報すること自体が、家族や地域コミュニティ、社会に対する「裏切り」になる。被災者は、ただでさえ数々の喪失体験をしている。性暴力を届け出ること、わずかに残った「つながり」を失うよりも、「自分の中に納めれば、それですむ」という思考になるのは当然であろう。

さらに災害を「天の意志」や「運命」とみなす価値観を持つ人は、決して少なくない（広井、1982b、235）。危機と「折り合う」文化も根強く残る（清水・大野、2006、19）。災害時の性暴力も「天命」とされ「やむをえない出来事」にされてしまうのである。

熊本地震後、筆者の元には、「熊本地震の被災地で、性暴力が起こっている具体的な証拠が欲しい」という問い合わせが何件もあった。しかし、これまで述べてきたように、災害時の性暴力は、「災害の直後」から「件数」として現れるもので

はない。

そして、災害時の性暴力が「流言」として扱われることにも触れておく。

災害等の危機的状況において、人は「警報自体の持つ曖昧さや矛盾に目をうばわれる傾向」がある。日頃から潜在化している「性暴力」に関する情報を、非常時に見聞きすれば、「正常化の偏見」を持って、「ないもの」とするのである（池田、1982、56）。

しかし一方で、「事態があいまいなときに危機を告げる情報が出されると、人々の不安や恐怖が増大しわずかな刺激に対しても過敏な反応を示す」側面もある（広井、1982a、141）。災害後、犯罪流言が広がる理由として、関谷（2011、23-24）は、「災害の後、人々が犯罪に対して過度に不安になる」こと、そして「災害発生後の被害流言は否定できない構造」（誰も目撃していない）の2点を挙げ、流言自体が「警告の情報化」であり、また、災害時の「犯罪への憤り」という「感情を共有する道具」となっている点を指摘している。

災害後に性暴力が起こっていることは事実だが、事件として表面化するものはわずかであるため、啓発や警告までもが、「流言」として一括りにされがちなのである。

6. 災害時の性暴力撲滅に向けた啓発活動実践

6-1. 東日本大震災

2011年3月11日に起こった東日本大震災では、阪神・淡路大震災後からの学びを踏まえ、多くの団体が、災害後の性暴力撲滅に向けた活動を展開した。

最も大きな団体は、東日本大震災女性支援ネットワーク²である。2011年5月に立ちあがり、「被災した人々の多様性に配慮した権利が保障される環境づくり」「女性の視点の尊重と、救援復興への、被災女性の主体的関わりを支える」「復興支援に関わる団体や個人が、ジェンダー視点を理解して、支援活動および復興・防災計画の策定・実

施をするよう働きかける」ことを目指した。2014年4月から、活動は「減災と男女共同参画研修推進センター」³に引き継がれている。

また内閣府からは、震災から5日後の2011年3月16日、災害現場や避難所生活における性犯罪等の予防と被害者支援の取り組みを進めることを求めた、「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について（避難所等での生活に関する対応の依頼）」（内閣府男女共同参画局、2011b）が、同月24日には、暴力予防の実施と相談窓口周知を依頼する、「女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について」（内閣府男女共同参画局、2011c）が出されている。

さらに、女性警察官が避難所を訪問し、相談活動を実施した（警察庁、2016b）。

筆者が代表を務めるNPO法人しあわせなみだは、NPO法人てのひら・人身売買に立ち向かう会（以下「てのひら」）⁴ならびにNPO法人ポラリスプロジェクトジャパン（以下「ポラリス」、現在はライトハウスに名称変更）⁵と連携し、「震災後の女性・子ども応援プロジェクト」を立ち上げ、2011年10月まで活動を展開した。

プロジェクトでは、主に3つの事業を行った。

1点目は、「医療従事者・災害ボランティア等を経由した手渡しの啓発物と物資の提供」である。

プロジェクトが作成した啓発カードは、「ふくろう博士との『自分を大切にするよ』やくそくカード」。名刺サイズ二つ折りになっており、表紙を開くと、子どもにもわかる対応策が記載されている。避難所等に山積みにしても手に取りづらいことから、医療や福祉の現場で働く方やボランティアを通じた手渡し、もしくは支援物資への同封等、様々な工夫によって、40,000枚を配布した。

またNPOが日頃らご縁をいただいている企業より、化粧品、マスク、ブザー、ホイッスル等の支援物資をご寄付いただき、16,000セットを、被災三県ならびに首都圏の避難所に配布した。

2点目は、「医療従事者・災害ボランティア等に対する研修」である。

被災地の活動を希望するボランティア等に対し、啓発カードの配布とともに、災害時の性暴力予防の必要性を伝え、取り組みを求めた。

3点目は、「市民に向けた、震災後の女性・子どもへの支援の呼びかけ」である。

インターネットを通じた情報発信については、震災から5日後の3月16日からブログ⁶を開始。災害後性暴力が起こるリスクが高まることや、被災地での支援活動ならびに相談窓口、海外の取り組み等を紹介。2011年10月の半年間で、アクセス数は38,000件を超えた。またTwitterでは@stopsv311から様々な事柄を発信するとともに、ハッシュタグ#stopsv311を作成。半年間で1,100件を超えるフォロアーからの支持を得ることができた。

2011年10月には、しあわせなみだ主催による、「東日本大震災 私たちだからできること～Pray and Action～」を東京で開催した。ポラリスの他、過去に性暴力を経験した女性ならびに日頃から性暴力に関する活動に携わる個人・団体によって立ちあがった、災害時の性暴力・DV防止ネットワーク代表山本潤氏、ならびに阪神・淡路大震災時に性暴力が起こったことから設立された、NPO法人ライフライツ代表森山奈央美氏、そして宮城県仙台市で被災後の女性・子どもの支援に取り組む、仙台ポデロサ日記門間尚子氏が登壇し、被災地の現状を共有、東京に住む私たちが今後取り組んでいくことを話し合った。

6-2. 熊本地震

2016年4月14日から15日にかけて発生した熊本地震後、当団体はまず、インターネットを通じた情報発信を積極的に行った。

東日本大震災から蓄積してきた、災害後の性暴力防止に関する情報は、当団体のウェブサイトにも常設で掲載していた⁷。熊本地震直後から、このサイトに掲載されている情報を随時更新しながら、Twitterやfacebook、ブログ等のSNSを通じて配信した。

そして地震から1か月後の5月14日、「災害時の性暴力～被災地熊本・大分の安全を支える～」を開催した。NPO法人子どもすこやかサポートネット代表理事田沢茂之氏、株式会社ソフィア研究所シニア・コンサルタント高橋聖子氏、減災と男女共同参画研修推進センター共同代表浅野幸子氏を登壇者として迎え、災害後に性暴力が起こるリスクを共有した。参加費ならびに会場で集まった49,200円を、被災地熊本県の性暴力被害者サポートセンター「ゆあさいどくまもと」⁸に寄付することができた。礼状には、災害後「相談電話も受け続け、急性期対応も行いました」という一文があった。これは、災害後に性暴力が起こった事実を示している。

熊本地震では、災害発生から1週間後の4月21日、熊本市男女共同参画センター「はあもにい」が作成した、災害後性暴力が増えるリスクを警告するチラシ⁹が、避難所等に配布・掲示され、話題になった。被災地の公的機関が、災害後すぐにこうした広報活動を展開したことは、非常に画期的である。阪神・淡路大震災からのノウハウの蓄積があったからこそ、実践であった。

東日本大震災同様、女性警察官による巡回も実施されている（日本経済新聞、2016年4月23日付朝刊）。

7. 災害時の性暴力撲滅に向けた提案

7-1. 被災地でできること

まず、被災地でできることを紹介する。

1点目は、「性暴力を防止する取り組みを実践する」ことである。例えば東日本大震災では、プライバシーを守るための「間仕切り」が、「見通しが悪くなる」「一体感を損ねる」とされ、一部の避難所の被災者には届かなかった。「安全に過ごせるスペースを確保することは、単に快適さや利便性のための特別な配慮ではなく、女性や子どもへの暴力のリスクが存在する現状では、生存権や安全に暮らす権利をまもるために必要不可欠な対応である」（東日本大震災女性支援ネットワー

ク、2015、100)。

2点目は、「相談できる環境を整える」ことである。避難所に、性暴力に遭った時の通報先・相談先を広報することは、「災害後の性暴力を相談していい」ことを知らせる効果もある。平時においても潜在化する性暴力が、災害時により一層潜在化することは、5.で論じた通りである。被災地支援に関わる公的機関の職員やボランティア、避難所のリーダー等が、災害後に性暴力の発生リスクが高まることを認識し、いつでも相談に応じ、適切な窓口を知らせる役割が、求められる。

3点目は、「災害時の性暴力をなかったことにしない」ことである。災害時の不安に性暴力が加わることが、どれほど深刻な事態であるかは、想像に難くない。統計に現れないからと言って、「ないもの」とすることは、性暴力の経験を誰にも言わなかった人々を、深く傷つける。阪神・淡路大震災後に起こった「バッシング」が再現されることが、あってはならない。

7-2. 被災地以外で生活する人たちにできること

次に、被災地以外で生活する人たちにできることを紹介する。

1点目は、「知る」ことである。平時から性暴力は潜在化しがちであること。災害後は、性暴力が起こるリスクを高める要因が重なること。それに加えて、性暴力を見えづらくする要因が揃うこと。こうした実態を「知っている」人材を増やしておくことが、災害時に有効な取り組みを実施できる源泉となる。

2点目は、「伝える」ことである。災害後に性暴力が起こることは、「流言」ではないが、「流言」として広がりやすい要素を多分に有している。こうした状況を踏まえ、冷静に行動できる情報を「伝えていく」スキルを蓄積していくことが、災害時に適切な広報を展開する土台となる。

3点目は、「応援する」ことである。「災害ボランティアとして、性暴力が起こらないよう呼びかける」ことや、「性暴力被害者支援団体への寄付」といった、直接的な方法はもちろんである

が、過去の災害から、性暴力のリスクが高まることを「学び」、災害後に性暴力に遭った人々の存在を、決して「忘れない」ことこそが、私たちに求められる姿勢である。

7-3. これからの社会ができること

最後に、これからの社会ができることを紹介する。

1点目は、「災害のまちづくり」と「防犯のまちづくり」の一体化である。

地震や台風等、大きな災害が続いていることもあり、各自治体で「防災計画」が作られ、「災害に強いまちづくり」が進められている。一方で、従来では想定されなかった犯罪の発生や、相次ぐ無差別殺傷事件等による市民の不安感の増大に伴い、「防犯」に関する取り組みが、まちづくりの重要なテーマになりつつある。

「防災」と「防犯」が一体化することで、「平時からの防犯」が「災害時の防犯」に発展していくことが望まれる。例えば木下(2012)は、犯罪が起こりにくい環境づくりの4原則として「(1) 周囲からの見通しを確保する」「(2) 居住者の帰属意識の向上、コミュニティ形成の促進を図る」「(3) 犯罪企図者の動きを限定し接近を妨げる」「(4) 部材や設備等を破壊させにくいものとする」の4つを挙げている。実践例として、(1)については「街灯を増やし定期的に植栽することで、平時からの防犯と、災害時の見通しを確保する」、(2)は「平時からの子どもたちの見守りが、災害時に助け合う関係につながる」、(3)は「災害時に避難所となる公共施設に緊急通報装置を設置する」、そして(4)は「ごみの不法投棄に迅速に対応することで、犯罪時の破壊物となりうる要因を除去し、災害時の避難路を確保する」等、結果として「防災」と「防犯」には、共通する部分は多いはずである。

「事故やけがは予防できる」という理念のもと、行政と地域住民等が協働し、安全で安心に暮らすことができるまちづくりを進める、WHO「セーフコミュニティ」の取り組みも、その1つ

である。

大阪池田小や、大阪寝屋川市立中央小学校での生徒・教職員殺傷事件、また2016年7月に発生した、津久井やまゆり園での障がい者殺傷事件等を踏まえ、学校や施設は、「人間不信・閉鎖・監視型」に変質していく傾向にある（喜多、2012）。しかし東日本大震災の被災地においては、「開かれた学校づくり」をおこなっていた学校で、避難所運営が圧倒的に円滑に進んだことが報告されている（文部科学省、2011）。「住民相互の信頼関係形成」の場として、学校などの公的施設が機能することにより、「犯罪のない安心して暮らせるまちづくり」そして「災害時に支え合うまちづくり」が実現するのではないか。

2点目は、性暴力をはじめとする犯罪被害者への相談支援体制の拡充である。

これまでの性暴力の主な相談先は、警察や犯罪被害者支援センター、男女共同参画センター等であった。しかし性暴力に対する知識や相談スキルが不足しており、不適切な対応や二次被害（直接的な被害[一時被害]を周囲の人に相談したことにより、被害者が二次的に精神的苦痛、不利益、被害等を受ける）も起こっている。

内閣府では、性暴力を経験した人が、妊娠や性感染症の検査、緊急避妊、心理的ケア、司法面のサポート等、必要な支援を1か所でまとめて受けることのできる「性暴力被害者ワンストップ支援センター」の開設を推進している。「第4次男女共同参画基本計画」では、「行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター設置数」を、2020までに各都道府県に最低1か所とする成果目標が設定された。しかし現時点では、国からの財政補助がないこともあり、自治体による設置は限られ、民間団体のボランティアによって運営されているセンターも、少なくない。さらに国連は、公費で運営・サービスを提供するレイプ・クライシスセンターを、女性20万人につき1か所設立すべきとしている（国連経済社会局 女性の地位向上部、2011）。本来必要な支援が、現状ではまったく行き届いていないのであ

る。

性暴力は犯罪であり、性的人権の侵害であることから、本来公的機関が責任を持って取り組むべき事項である。そして日頃からの相談体制が確立していなければ、災害時にはさらに機能が低下するのである。

3点目は、やや壮大な提案になるが、経済至上主義における競争原理におけるストレス型社会の是正である（中村、2005、15-20）。

2-3.で述べたように、加害者は不快の解消や、目的達成の手段として、性暴力を選択している。「ストレスを個人レベルで解決できなくなると、その捌け口を自分より弱者へと向けて発散する」のである（中村、2005、18）。性暴力以外のストレス発散方法の提示とともに、ストレスを発生する要因自体を除去していく必要がある。

平時からの、性暴力をなくす取り組みの主流化、徹底があってはじめて、災害時の性暴力をなくす取り組みを実践できる。常日頃から、性暴力を許さない風土を醸成していくことが、今こそ求められているのである。

<注>

¹ <http://279338.jp/yorisoi/>

² <http://risetogetherjp.org/>

³ <http://gdr.org/>

⁴ <http://www.think-trafficking-project.com/>

⁵ <http://lhj.jp/>

⁶ <http://ssv311.blogspot.jp/>

⁷ http://shiwawasanamida.org/m03_07

⁸ <http://yourside-kumamoto.jp/>

⁹ <https://www.facebook.com/harmony.mimoza/photos/a.330370357044603.75734.328343287247310/1057902754291356/?type=3&theater>

<参考文献>

浅野富美枝（2016）『みやぎ3・11「人間の復興」を担う女性たち 戦後史に探る力の源泉』生活思想社

池田謙一（1982）「危機的状況における意思決定と情報の機能」東京大学新聞研究所編『災害と人間行動』東京大学新聞研究所

- 岩井宜子 (2014) 「性犯罪規定の見直しに向けて」女性犯罪研究会編『性犯罪・被害一性犯罪規定の見直しに向けて一』尚学社
- ウィメンズネット・こうべ編 (2005) 『災害と女性～防災・復興に女性の参画を～』ウィメンズネット・こうべ
- ウィメンズネット・こうべ編 (1995) 『女たちが語る阪神・淡路大震災』木馬書館
- 大淵憲一 (2011) 『新版 人を傷つける心 攻撃性の社会心理学』サイエンス社
- 荻上チキ (2011) 『検証 東日本大震災の流言・デマ』光文社
- 川松亮 (2012) 「子どもの貧困と安全・安心」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの安全・安心ガイドブック』日本評論社
- 喜多明人 (2012) 「安全・安心して生きる権利とまちづくり」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの安全・安心ガイドブック』日本評論社
- 木下勇 (2012) 「子どもの環境と安全・安心」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの安全・安心ガイドブック』日本評論社
- 警察庁 (2016a) 『平成26、27年の犯罪情勢』
<https://www.npa.go.jp/toukei/seianki/h26-27hanzaizyousei.pdf>
- 警察庁 (2016b) 『東日本大震災に伴う警察措置』
<https://www.npa.go.jp/archive/keibi/biki/keisatsusoti/zentaiban.pdf>
- 警察庁 (2014) 『平成25年の犯罪情勢』
<https://www.npa.go.jp/toukei/seianki/h25hanzaizyousei.pdf>
- 厚生労働省 (2012) 『平成24年版 労働経済の分析 一分厚い中間層の復活に向けた課題一』
<http://www.mhlw.go.jp/wp/hakusyo/roudou/12/>
- 国連経済社会局 女性の地位向上部著 特定活動非営利法人ヒューマンライツ・ナウ編訳 (2011) 『女性に対する暴力に関する立法ハンドブック』信山社
- 国連犯罪防止会議 (1985) 『犯罪およびパワー濫用の被害者のための司法の基本原則宣言』
<https://www.npa.go.jp/higaisya/data/sengen.htm>
- 小宮信夫 (2008) 「子どもを取り巻く環境の変化と安全・安心の環境づくり」汐見稔幸・佐藤博樹・大日向雅美・小宮信夫・山縣文治監修『安全・安心の環境づくり 地域で守る・自分で守る』ぎょうせい
- 近藤智春 (2012) 「東日本大震災における子どもの被災状況と子ども支援」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの安全・安心ガイドブック』日本評論社
- 清水賢二 (2006) 「犯罪からの安全・安心確保の基本原則」清水賢二/大野隆造著『暮らしの防犯と防災』放送大学教育振興会
- 清水賢二/大野隆造 (2006) 「暮らし・安全・危機」清水賢二/大野隆造著『暮らしの防犯と防災』放送大学教育振興会
- 女子差別撤廃委員会 (2016) 『日本の第7回及び第8回合同定期報告に関する最終見解』
http://www.gender.go.jp/kaigi/danjo_kaigi/siryu/pdf/ka49-2-2.pdf
- 鈴木裕久 (1982) 「「パニック」概念の問題点について」東京大学新聞研究所編『災害と人間行動』東京大学新聞研究所
- 関谷直也 (2011) 『「災害」の社会心理』KKベストセラーズ
- 総務省 (2016) 『平成26年1～12月犯罪統計【確定値】訂正版』
https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001066519&cycleCode=0&requestSender=search
- 総務省 (2016) 『平成25年1～12月犯罪統計【確定値】訂正版』
https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001066499&cycleCode=0&requestSender=search
- 総務省 (2016) 『平成24年1～12月犯罪統計【確定値】訂正版』
https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001066479&cycleCode=0&requestSender=search

総務省（2016）『平成23年1～12月犯罪統計【確定値】訂正版』

https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001066538&cycleCode=0&requestSender=search

総務省（2016）『平成22年1～12月犯罪統計【確定値】訂正版』

https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&tclassID=000001066518&cycleCode=0&requestSender=search

総務省（2014）「市町村における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市×相談種別別」『平成25年度福祉行政報告例』

https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001128544&requestSender=dsearch

総務省（2013）「市町村における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市×相談種別別」『平成24年度福祉行政報告例』

https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001115458&requestSender=dsearch

総務省（2012）「市町村における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市×相談種別別」『平成23年度福祉行政報告例』

https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001102708&requestSender=dsearch

総務省（2011）「市町村における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市×相談種別別」『平成22年度福祉行政報告例』

https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL08020103.do?_toGL08020103_&listID=000001084594&requestSender=dsearch

総務省（2010）「市町村における児童虐待相談の対応件数，都道府県－指定都市－中核市×相談種別別」『平成21年度福祉行政報告例』

<https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/>

GL02020101.do?

meth-
od=extendTclass&refTarget=toukeihyo&listFormat

高橋聖子（2016）『災害時の性暴力～被災地熊本・大分の安全を支える～国際協力の経験から』2016年5月14日開催「災害時の性暴力～被災地熊本・大分の安全を支える～」配布資料

武田さち子（2012）「いじめ・暴力」子どもの権利条約総合研究所編『子どもの安全・安心ガイドブック』日本評論社

東京都福祉保健局（2005）『児童虐待の実態Ⅱ』東京都福祉保健局

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen/gyakutai/gyakutai.files/hakusho2.pdf>

特定非営利活動法人BONDプロジェクト（2014）『平成25年度東京都地域自殺対策緊急強化補助事業 し性暴力に殺される・・・～届かない女の子たちのSOS～10代20代の女の子の生と性に関する調査報告書』NPO法人BONDプロジェクト

内閣府男女共同参画局（2015）『男女間における暴力に関する調査（平成26年度調査）』http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/h26_boryoku_cyousa.html

内閣府男女共同参画局（2011a）『配偶者暴力等被害者支援緊急対策事業 パープルダイヤルー性暴力・DV相談電話一集計結果』http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/purple/purple_tabulation.html

内閣府男女共同参画局（2011b）「女性や子育てのニーズを踏まえた災害対応について（避難所等での生活に関する対応の依頼）」http://www.gender.go.jp/policy/saigai/pdf/saigai_21_1_2.pdf

内閣府男女共同参画局（2011c）「女性被災者に対する相談窓口の設置及び周知並びに懸念される女性に対する暴力への対応について」http://www.gender.go.jp/policy/saigai/pdf/saigai_21_8.pdf

中村攻（2005）『安全・安心なまちを子ども達へ犯罪現場の検証と提言』自治体研究社

日本経済新聞（2016年4月23日付朝刊）「女性警

- 官が相談相手に 警視庁、避難所巡回の部隊」
日本経済新聞社
- 東日本大震災女性支援ネットワーク (2015) 『東
日本大震災「災害・復興時における女性と子
どもへの暴力」に関する調査報告書』 [http://
oxfam.jp/gbvreport.pdf](http://oxfam.jp/gbvreport.pdf)
- 広井脩 (1982a) 「災害とマス・メディア」東京
大学新聞研究所編『災害と人間行動』東京大
学新聞研究所
- 広井脩 (1982b) 「都市の災害」東京大学新聞研
究所編『災害と人間行動』東京大学新聞研究
所
- 広瀬弘忠 (1982) 「災害の社会的影響」東京大学
新聞研究所編『災害と人間行動』東京大学新
聞研究所
- 法務省 (2012) 『平成24年版犯罪白書』 [http://
hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/mokuji.html](http://hakusyo1.moj.go.jp/jp/59/nfm/mokuji.html)
- 堀井雅道 (2012) 「学校防犯と開かれた学校づく
り」子どもの権利条約総合研究所編『子ども
の安全・安心ガイドブック』日本評論社
- ポルノ被害と性暴力を考える会 (2016) [https://
paps-jp.org/aboutus/harms/](https://paps-jp.org/aboutus/harms/) 2016.9.28
- 前林清和 (2016) 『社会防災の基礎を学ぶ[自
助・共助・公助]』昭和堂
- 文部科学省・学校運営の改善の在り方等に関する
調査研究協力者会議第8回会議 (2011年6月27
日) 『学校支援地域本部等の震災時の様子』
[http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/
shotou/078/shiryo/_icsFiles/
afieldfile/2011/07/11/1307664_4.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/078/shiryo/_icsFiles/afieldfile/2011/07/11/1307664_4.pdf)
- 柳本祐加子 (2012) 「スクール・セクシュアル・
ハラスメント」子どもの権利条約総合研究所
編『子どもの安全・安心ガイドブック』日本
評論社
- 山本俊哉 (2005) 「防犯まちづくり」日本建築学
会編『安全・安心のまちづくり』丸善株式会
社
- 吉川仁 (2005) 「防災まちづくり」日本建築学会
編『安全・安心のまちづくり』丸善株式会社
- Lewis, L., Kay Kelly & Jon G. Allen (2004) *Restoring
Hope And Trust: An Illustrated Guide To Mastering
Trauma*, Sidran Institute Press. (神谷栄治訳
(2012) 『トラウマを乗り越えるためのガイド
マインドフルネスとメンタライゼーションの実
践』創元社)